

遠野市排水設備工事指定店に関する規程

制定 平成31年4月1日 遠野市下水道事業管理規程第3号
一部改正 令和元年9月12日 遠野市下水道事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号。以下「下水道条例」という。）第8条第2項及び遠野市農業集落排水施設条例（平成17年遠野市条例第144号。以下「集落排水条例」という。）第7条第2項に規定する排水設備工事指定店（以下「工事指定店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事指定店の適格要件)

第2条 工事指定店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 県内に店舗又は事業所を有すること。
- (2) 他の店舗又は事業所に属さない専属の排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）1人以上を有すること。
- (3) 排水設備等の工事（水洗便所工事を含む。以下同じ。）に必要な別表に示す設備及び機械器具を常備していること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第14条の規定による指定の取消処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- (5) 連帯保証人（工事指定店又は工事指定店と同等以上の工事施工能力を有し、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が適当と認めた者に限る。）を有すること。

(工事指定店の指定の申請)

第3条 工事指定店の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定店指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 個人にあっては住民票、法人にあっては登記事項証明書
- (2) 工事経歴書
- (3) 責任技術者の履歴書及び責任技術者を証する書類
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 設備及び機械器具調書
- (6) 従業員名簿

- (7) 店舗又は事業所の配置図
- (8) 連帯保証契約書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(工事指定店の指定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、工事指定店の指定をする。

(工事指定店の標示)

第5条 管理者は、工事指定店に対し、指定を受けた者には、排水設備工事指定店指定証（様式第2号。以下「指定証」という。）及び排水設備工事指定店標示板（様式第3号。以下「標示板」という。）を交付する。

2 工事指定店は、前項の指定証及び標示板を店舗又は事業所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(指定の有効期間)

第6条 第4条に規定する工事指定店の指定の有効期間は、5年以内とする。

2 次のいずれかの事由により、現に指定を受けている工事指定店の事業を継承して行う場合の指定の有効期間は、当該指定店の残余期間とする。

- (1) 代表者の相続人が継承して事業を行うとき。
- (2) 個人業者が法人を設立し、当該法人の代表者に就任し、継承して事業を行うとき。
- (3) 合併により解散した法人の代表者が新設された法人の代表者に就任し、継承して事業を行うとき。
- (4) 法人がその組織を変更したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めるとき。

(工事指定店の継続指定の申請)

第7条 工事指定店は、前条第1項の有効期間満了後引き続いて指定を受けようとするときは、その期間満了の日の30日前までに排水設備工事指定店継続指定申請書（様式第4号）に第3条に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(工事指定店の変更等の届出)

第8条 工事指定店は、次のいずれかに該当する場合は、その事実の発生した日から15日以内に排水設備工事指定店異動届（様式第5号）に必要な書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

- (1) 名称又は組織を変更したとき。
- (2) 工事指定店の代表者に異動があったとき。
- (3) 責任技術者に異動があったとき。
- (4) 店舗又は事業所を移転し、又は業務を廃止したとき。
- (5) 連帯保証人に異動があったとき。
- (6) 第2条第4号ア、エ又はオのいずれかに該当することとなったとき。
- (7) 責任技術者が第17条第3項の規定に該当することとなったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者に届け出た事項に重要な変更があったとき。

(工事指定店の義務)

第9条 工事指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事指定店以外のものに名義を貸し、又は下請負をさせて排水設備等の工事を施工しないこと。
- (2) 排水設備等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒否しないこと。
- (3) 排水設備等の工事の設計及び監督は、責任技術者が行うこと。
- (4) 常に排水設備等の工事の施行状況を明らかにしておくこと。
- (5) 排水設備等の工事設計書及び材料の使用調書は、5年間保存すること。
- (6) 誠実に排水設備等の工事を施工すること。

(工事指定店の指定特例)

第10条 管理者は、工事の都合上特に必要があると認める場合においては、第4条の規定にかかわらず、1工事に限り工事指定店の指定をすることができる。

2 前項の工事指定店の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定店指定特例申請書(様式第6号)に第3条に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(施工の範囲)

第11条 工事指定店の工事設計及び施工の範囲は、市が設置する公共ますまでに至る排水設備(除害施設を含む。以下同じ。)とし、工事の種類は、新設、増設、改築、修繕及び撤去工事とする。ただし、管理者が認めるときは、工事の設計及び施工の範囲を変更することができる。

(排水設備等の工事の検査)

第12条 工事指定店は、下水道条例第9条及び集落排水条例第8条に規定する検査に、排水設備等の工事を担当した責任技術者を立ち合わせなければならない。

2 工事指定店は、前項の検査に不合格となったときは、速やかに改修し、再検査を受けなければならない。

(責任修理)

第13条 前条に定める排水設備等の工事の検査に合格した工事であっても、その合格後2年以内に生じた故障及び5年以内に生じた工事指定店の故意又は重大な過失による故障については、工事指定店の責任において無償で修理しなければならない。ただし、その故障が災害又は使用者の故意若しくは過失に起因すると認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定の修理については、完了後速やかに管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

(工事指定店の指定停止又は取消し)

第14条 管理者は、工事指定店が次のいずれかに該当する場合は、工事指定店の指定を一定期間停止し、又はその指定を取り消すことができる。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)、下水道条例、集落排水条例又はこの規程に違反したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を欠いたとき。

(3) その他不正な行為が認められたとき。

2 管理者は前項の規定による指定の停止又は取消しをしたときは、排水設備工事指定店停止（取消）通知書（様式第7号）により通知するものとする。この場合において、工事指定店に損害を及ぼすことがあっても、管理者はその責めを負わない。

（指定証等の返還）

第15条 工事指定店は、業務を廃止し、前条第1項の規定により指定を停止され、又は取り消されたときは、速やかに指定証及び標示板を管理者に返還しなければならない。

（指定等の公示）

第16条 管理者は、工事指定店を指定し、停止し、又は取り消したときは、その都度公示する。

（責任技術者）

第17条 第2条第2号に規定する責任技術者とは、公益財団法人岩手県下水道公社において備える排水設備工事責任技術者名簿に登録され、排水設備技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた者をいう。

2 前項に規定する責任技術者は、管理者及び公益財団法人岩手県下水道公社が実施する講習会を受講しなければならない。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、排水設備工事指定店異動届により、管理者にその旨を届け出なければならない。

（責任技術者の職務）

第18条 指定店に専属する責任技術者は、法令等に従い次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備工事に従事する者の技術上の管理

(3) 排水設備工事が排水設備の設置及び構造に関する法令等の規定に適合していることの確認

(4) 排水設備工事の完了検査の立会い

(5) 排水設備工事に関する必要な届出書類等の指導及び助言

（責任技術者証の提示）

第19条 責任技術者は、常に責任技術者証を携帯し、管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（責任技術者の職務停止等）

第20条 管理者は、責任技術者が次のいずれかに該当するときは、第18条に規定する職務従事を停止することができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 下水道法、下水道条例、集落排水条例に基づく施設の正常な運営を阻害する行為があったとき。

2 管理者は、前項の規定により職務停止をしたときは、排水設備工事責任技術者職務停止通

知書（様式第8号）により通知するものとする。この場合において、責任技術者又は工事指定店に損害を及ぼすことがあっても、管理者はその責めを負わない。

（災害等の協力）

第21条 工事指定店は、災害その他緊急を要する事故の修理等のため、管理者から要請があったときは、これに応じなければならない。

（管理者の調査等）

第22条 管理者は、必要と認めるときは、工事指定店の施工に係る排水設備等の工事及び工事材料関係帳簿等について調査し、又は報告を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市排水設備工事指定店に関する規則（平成17年遠野市規則第172号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年9月12日 遠野市下水道事業管理規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年9月14日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の遠野市排水設備工事指定店に関する規程第4条の規定により排水設備工事指定店の指定をした者に係る第14条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

常備しなければならない設備及び機械器具の名称	
転圧機（ランマー、タンパ、振動ローラーのいずれか）	
測量器具	(1) 平板測量器具 (2) 水準測量器具 (3) 水平器 (4) 巻尺（JIS 1級）
安全保安用具	(1) 工事標示板 (2) 回転警戒灯 (3) 点滅灯 (4) 安全ロープ (5) バリケード
管工事用一般工具	